

第2節 馬池と八箇用水－近世大和川北岸地域の水利事情－

大阪市史料調査会主任調査員 石原佳子

1)はじめに

馬池は現在埋立てられ、府立長吉高校のグラウンドにわずかにその跡をとどめている。近年区画整理などによって変貌する以前、馬池と周辺部がどのようにであったか、明治18(1885)年実測の陸地測量部仮製地図からうかがい知ることができる(図47)。

大和国から流れてきた大和川は、河内国志紀郡船橋村・柏原村(現藤井寺市・柏原市)付近で石川をあわせ、大阪平野を西に横切る形で大阪湾に注ぎ込んでいる。馬池はこの大和川北岸に接し、東側に川辺村、北側に長原村、西側に東瓜破村の集落が存在、大和川岸からいく筋もの水路が開け、これらがまた馬池やそのほかの溜池と村々の田地に通じている。対岸には大堀村・別所村・三宅村(いずれも現松原市)の集落があり、大堀村集落の西側で東除川が大和川に流入している。地図上からみると、大和川にはりつくようにして馬池があり、その両岸に村々が展開している。

しかし、このような大和川を軸とする景観は、宝永元(1704)年に行われた大和川付替え工事の結果であり、以前のそれとは大きくことなっていた。

もともと大和川の流路は、石川と合流した後そこから北へ流れ、複雑に分流した後、大坂城の東部で淀川と合流していた。玉串川・長瀬川がそれである。付替え工事によって、こうした流路が西に大きく曲げられ堺港に注ぎ込むことになったのである。この大和川付替えは、農業生産や交通、村落連合など、近世大坂地域にさまざまな影響をもたらしたが、とりわけ直接河道となった沿岸村々では地域生活そのものが一変させられた。川辺村では「正保郷帳」(正保年間は1644~48年)による村高581石にたいして133石、東瓜破村・西瓜破村では、同じく村高が両村あわせて2813石あったところ、うち585石が河道となり、村内の往来も、田畠の用排水も川に分断されることになったのである(註1)。ここでは、馬池を中心とする長原・川辺・東瓜破地区の用水事情の変化を、地域に残された文書類から復元してみようと思う。なお、ここで引用もしくは参考にしたのは、おもに、川辺地区については辻岡千次氏所蔵文書、長原地区については城宏氏所蔵文書である。

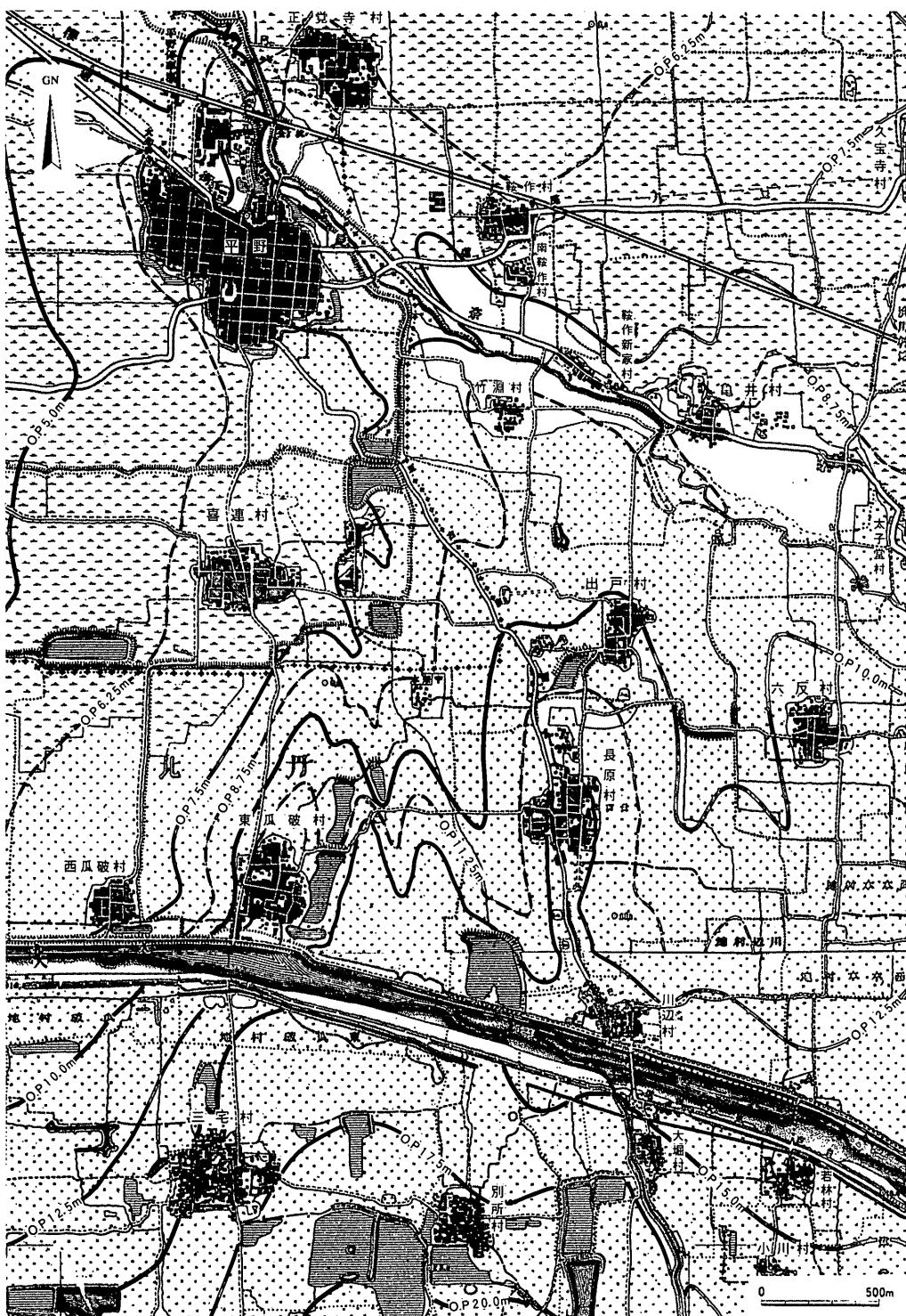


図47 大和川周辺等高線図[明治18(1885)年実測の陸地測量部仮製地図「天王寺村」「金田村」に加筆]

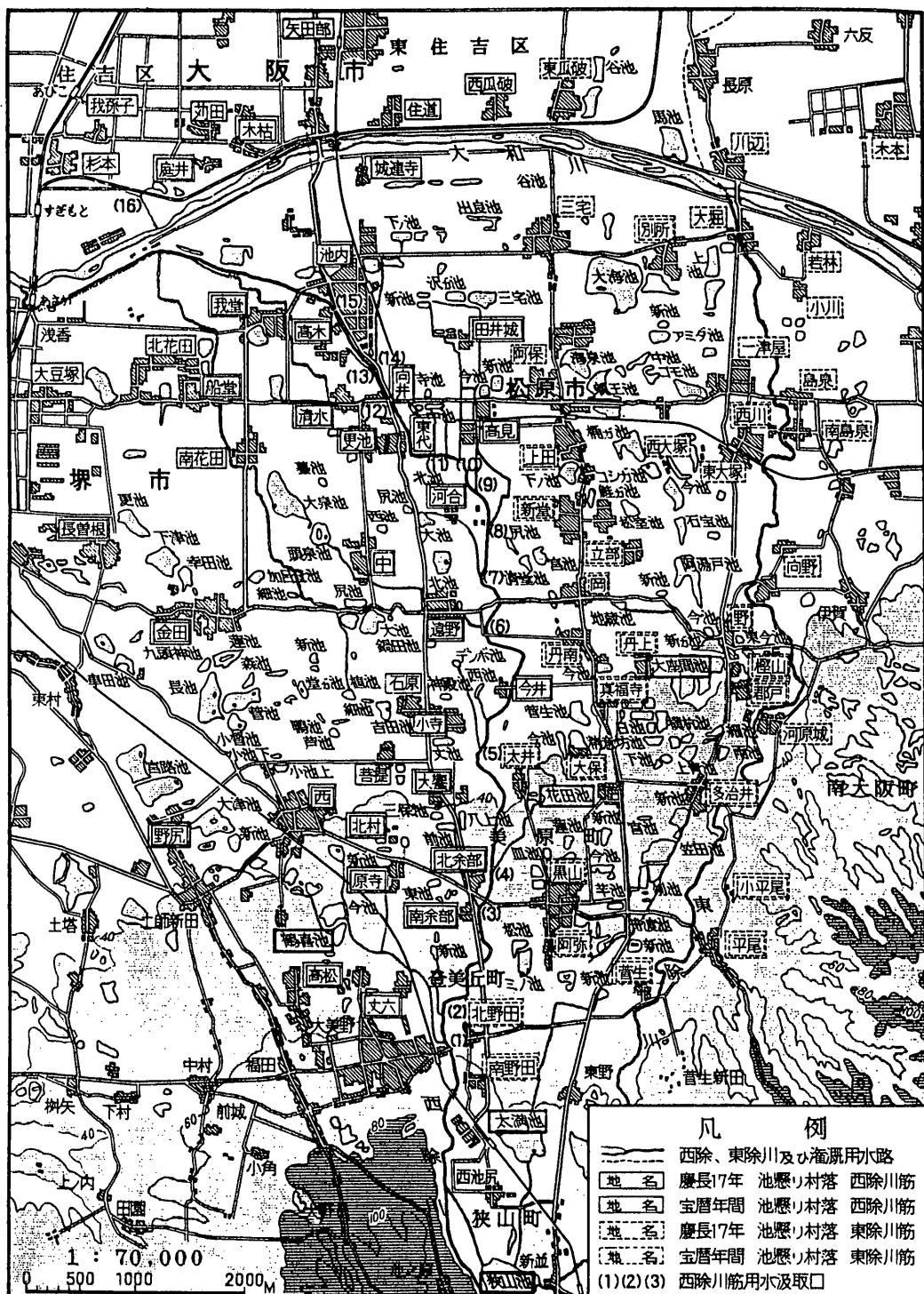


図48 狹山池分水図[福島雅蔵1960]

2) 大和川付替え前

i) 狹山池懸り

大和川がこの地域を横断する以前、大和川北岸のこれらの村々もおおむね狭山池からの配水にたよっていた。狭山池からの配水は池の北堤に設置された中樋と大樋により、中樋の水は太満池をへて東除川へ、大樋の水は西除川に流下、下流村々には規定の順序・時間によって分水されたのである。当地域は東除川からの配水を受けていた(図48)。

狹山池の池守田中家が所蔵する慶長17(1612)年「狹山池中樋水出ス割符帳」(註2)によると、東除川による水懸り高は2万3322石、これらのうちには川辺・瓜破村とその近村のほか

表2 慶長17(1612)年 狹山池東除川
(中樋)筋の丹北郡・住吉郡村々

村名	水懸り高(石)	分水時間
川辺村	581.7	4.0
瓜破村	2313.6	16.0
大堀村	542.1	4.0
若林村	484.84	3.3
木本村	560.0	4.0
別所村	432.9	3.0
三宅村	1664.2	11.4
喜連村	1836.78	12.5
平野郷	3200.0	22.0

か、さらに北方の喜連村・平野郷も含まれていた。川辺村が581石・4時分、瓜破村が2313石・16時分、平野郷は3200石・22時分の配水であった。この瓜破村は後の東瓜破村の地域で、西瓜破村部は西除川筋にはいっていた。平野郷は東除・西除両川から用水を得ていた。喜連・若林・大堀・三宅・別所など周辺の村々もおなじ東除川筋に含まれていた(表2)。承応2(1653)年「狹山池懸御領私領高書帳」にも川辺村・瓜破村が含まれている。長原村はこの中に含まれていないが、馬池や川辺村を通じて間接的に用水を狭山池から得ていたようである。

ii) 東瓜破村と狭山池用水

貞享5(1688)年の「東瓜破村明細帳」(註3)には、狭山池からの用水を村内田地に配水するについて、次のように記されている。

一、東瓜破村用水ハ三里井路上、北条伊勢守様御知行所狭山溜池より水取申候得共、此池水者村数八拾村余ニ而、高米四万八千石余江割符仕、時取を極、水取申時分者三里之間江大分人足を出シ水番為致、庄屋・年寄昼夜肝煎、水取申候得共、わつかならては水取不申候

一、同用水者拾三町井路上、森本惣兵衛様御下三宅村溜池水ニ而養申、田地高米弐百石程御座候

一、同用水ハ喜多見若狭守様御知行所長原村溜池水ニ而養申、田地高米貳百石程御座候、
井路上ハ領つゝきニ而御座候

一、右長原村領内川水先例より東瓜破村下之池へ、長原村ニ余り申時分ハもらひ申候

村の用水はもっぱら三里上流の狭山池にたよっていて、池から村までの間たくさんの人足を出し水搔きをして村内の田地へ引いた。しかし、80もの村が同池の用水を利用しており、川下の同村では充

分に用水を確保するこ
とが困難であった。池
水を村まで引くには、
東除川からいったん三
宅村溜池と長原村溜池
に移して、そこから取
水した。ここでいう長
原村溜池が馬池のこと
である。

そのほか、領続きの長原村の川水を村内の下ノ池に引き、同村の余水をもらっていた。ここで川水というのは馬池から延びる畠川(端川とも)のことを探している。明細帳とともに作成されたとみなされる同年の東瓜破村下絵図(図49)には、三宅村の新池・寺池から、長原村馬池から、畠川や大小の井路を通

じて村内田地に引水していた状況がうかがえる。

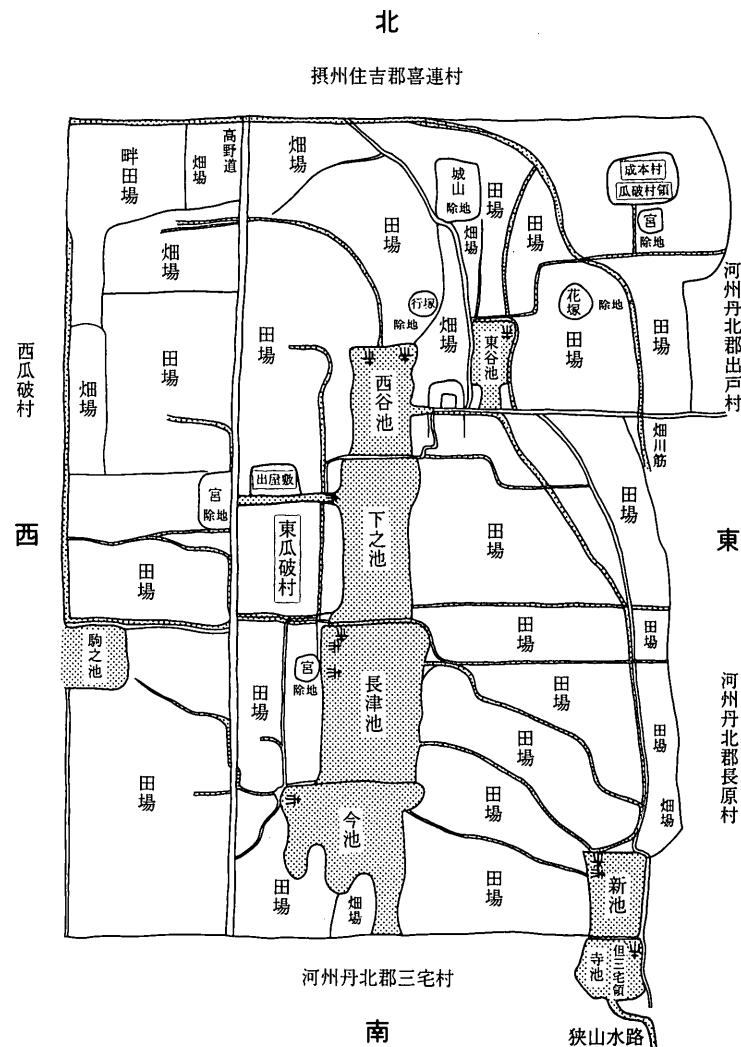


図49 東瓜破村下絵図 矢倉久嗣氏所蔵 貞享5(1688)年
[大阪市文化財協会1983]をトレース

iii)馬池の利用

後年の史料であるが、享保2(1717)年、馬池用水をめぐる長原村の訴状に池の由来と、大和川開鑿前の利用が述べられている(註4)。

往古ハ氏神正一位日陰大明神と唱候、毎年五月五日之旱天ニくつぬぎと申所にてくつぬがせ、則此池ニ而馬の足をひやし、夫々馬わたし候ニ付、馬池と名付候

日陰(蔭)大明神というのは、長吉長原3丁目所在の志紀長吉神社を指し、東除川及流路の東側、長原村集落の北端に位置している(『大阪府全志』4[井上正雄1922])。池に設置する樋支配も長原村、領地も長原村、「長原村高千三百二拾石余之御田地、此地ニ而そたて、外ニ池とて無御座候、則此池床七町九反八畝弐拾八歩」と、池が長原村にとってなくてはならない用水池であることを強調している。

池の面積は8町弱、大和川開鑿によって池面積が半減する前はこの地域ではもっとも大きな溜池であり、長原村田地1300石余をうるおしていたのである。池には何個所も樋がもうけられ、そこから畠川や井路を通じて、長原村・東瓜破村・喜連村に用水を供給していた。各樋の名称と水懸り高は次のとおりである。

馬池用水之訣

馬池西口樋 長原村・瓜破村立合 昼夜用水搔入申候

内

水乗高拾三町四反九畝 瓜破村

是ハ野代筋御田地江入申候

水乗高弐町壱反余 長原村

是ハ野山筋御田地江入申候

同池ふたまた樋 此水乗高六拾壱町八反余 長原村

是ハ長原村東面御田地江昼夜搔入申候

同池 南山のはな樋・北山のはな樋・えいせい樋

此三ツ之樋上樋より次第二抜、昼夜時割の水

享保8(1723)年に作成された「村絵図写」(図50)に各樋の位置・名称、水路との関係が記載されている。西口樋が東瓜破・長原両村に、二股樋は長原村に、えいせい(永世力)樋・北山の花樋・南山の花樋3樋から、時割にして長原・東瓜破・喜連・出戸村に用水を供給した。分水時間は次のように定められていたという。

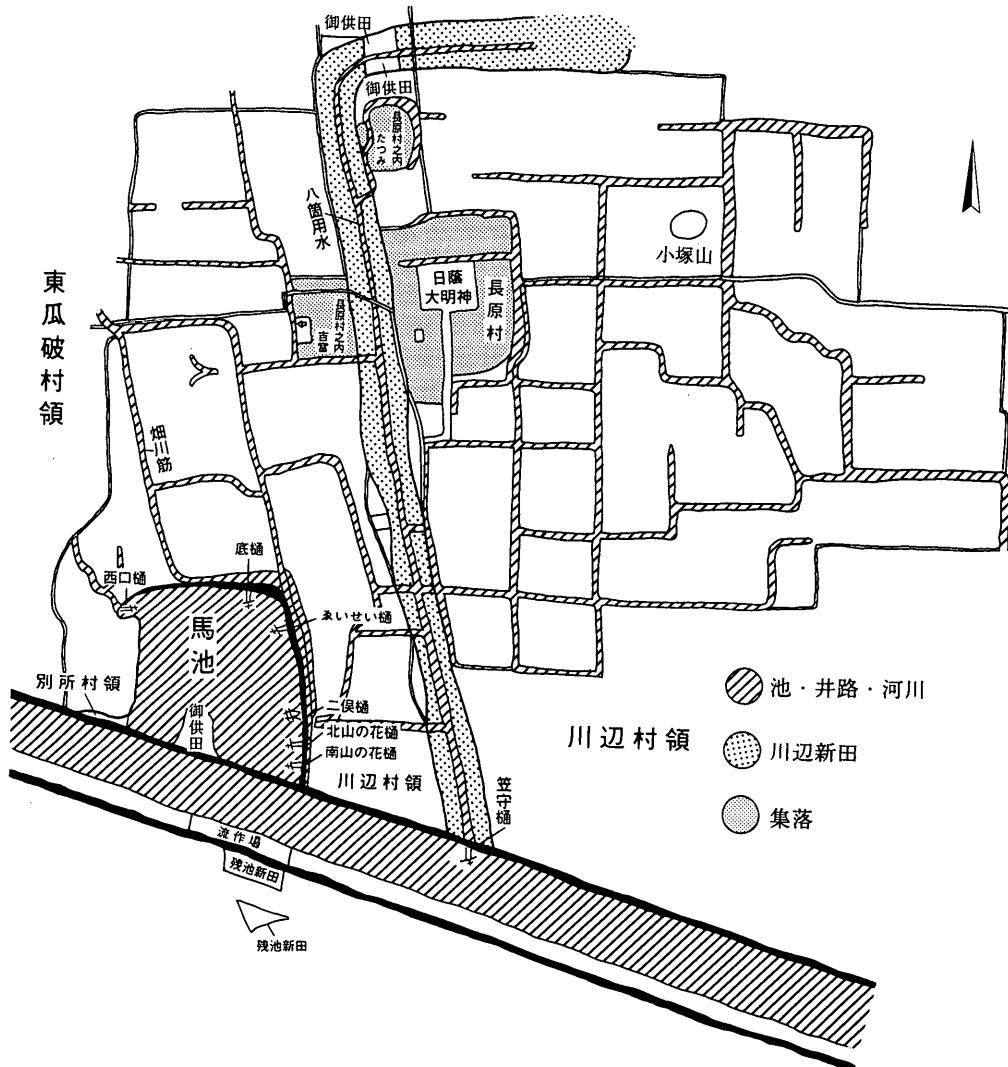


図50 村絵図写 享保8(1723)年、城宏氏所蔵(本書 原色図版)をトレース

往古時取之訣

内

昼六時 水乗高三拾壹町七反余 長原村

是ハ吉留代御田地江入申候

夜五時 水乗高五町四反 喜連三ヶ村

同 水乗高九畝 両出戸村

是ハ西ノ戸之内しりはめ与申御田地江入被申候

同 水乗高式町四反 瓜破村
是ハ西戸之内なし本東方御田地江入被申候
同七ツ壱時 水乗高式町七反 両出戸村
是ハ三わと申御田地江入被申候

iv) 東除川と村々溜池

馬池は川辺村領であったが、同村の西端にあり、他の村域のほうが高所であるため利用せず、村南方の上流村々の溜池から川辺村溜池に用水をうつして、あるいは東除川から直接取水していた。延宝5(1677)年の川辺村絵図(写真5)から、村集落が村域の中央部にあり、その西側を南北に長原村に向って東除川が流れ、南に張出す形で上池・福富池2池が存在、それらから水路が村内の田畠に通じており、東除川から東西両岸の田畠に、また南

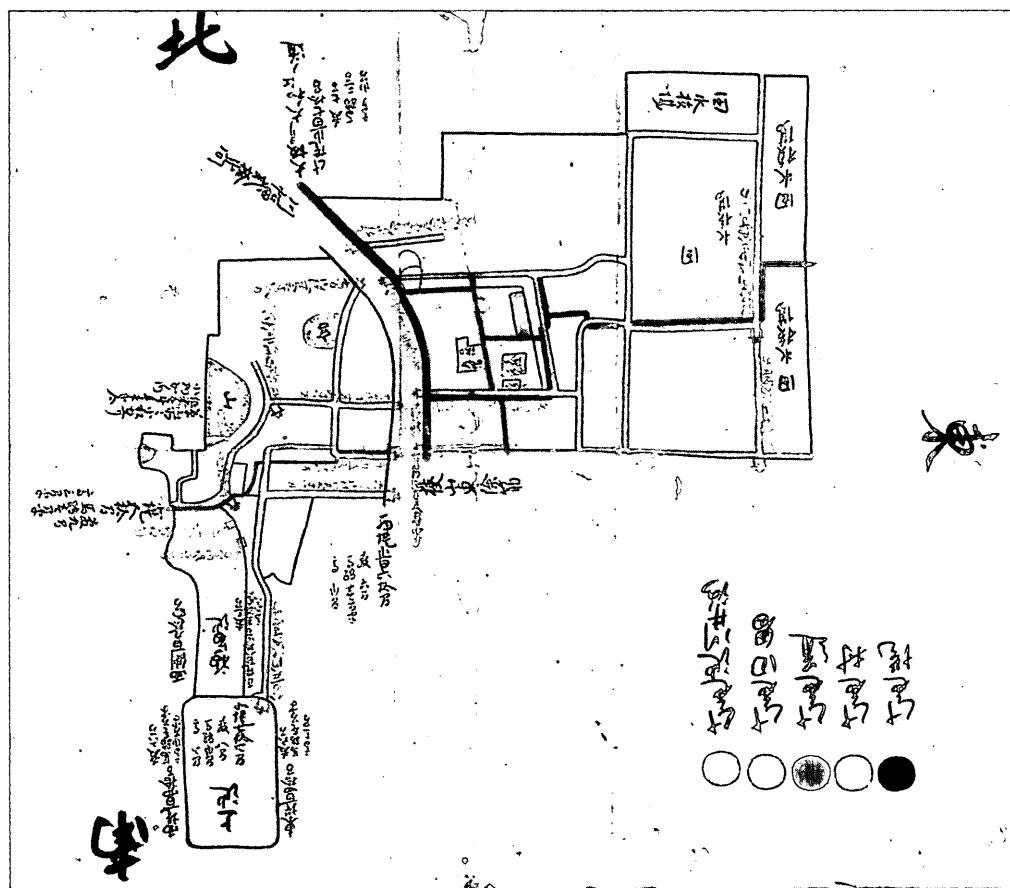


写真5 川辺村絵図 延宝5(1677)年、辻岡千次氏所蔵

部2池から北方の田畠に用水を供給していたことが読み取れる。

元禄5(1692)年に一津屋村升が池水をめぐって、周辺村々と争論が起ったが、そのときの別所村訴状に川辺村が当時どこから用水を得ていたか次のように述べられている(註5)。

一津屋村ますか池より除水別所村池々江入、夫より大堀村池江入、夫より川辺村池江入來候
(「乍恐返答」)

川辺村之池へハ小川村池之除水并ニツ屋村東悪水大井路二ヶ所大堀村池へ懸り、夫より
川辺村田地江込申候、其上狭山東除川之水并ニ大つい(王水)之水御田地へ入被申候、

殊ふくとミ(福富)池へハ狭山東除川之水込申大池ニ御座候
(「乍恐口上」)

上手の一津屋村升が池、あるいは隣接の小川村田地の悪水が川辺村の2池へ、加えて東除川と「王水」の水が川辺村の用水源となったこと、ことに福富池が東除川用水の移し池であったことが述べられている。そのことは村絵図に記される樋と水路の状況から読み取ることができる。明治18年実測の仮製地図記載の等高線によると、瓜破台地の尾根筋にのる村集落と東除川がほぼOP+15mから+12.5m(OP±0m=TP-1.3m、以下、+は省略)に位置し、上池・福富池の標高はOP17.5m付近、標高OP20mから22.5mの一津屋村升が池から下方の川辺村2池へ、また村内東除川から両岸の田畠に用水が下ろされていたことが、地形上からもうかがえるのである(図47)。

v) 川辺村と王水

狭山池用水のほかに、川辺村では若林村から王水といわれる用水を取っていた。これは、志紀郡碓井村から誉田八幡宮境内をへて王地丸井路によって石川左岸の村々を潤し、若林村で大乗川と落ち合う用水である[藤井寺市史編さん委員会1998]。元禄9(1696)年、王水を引水するための砂閥を新たに戸閥に替えるについての、樋元の若林村との取為替証文にその状況がうかがえる(註6)。

為取替申立合戸閥樋一札之事

一、王水參候節者往古より若林村御田地江水入済候上、川辺村江水指下シ申候、則若林村領字はかん田与申所ニ、川辺村より砂閥仕取来り申候付、王水參候節者、早速右之閑川辺村より築候節二者若林村より毎度申遣、御普請川辺村より相勤申来候、尤若林村二者右場所江中閑ニ而水取来り候へ共、川辺村領者地形次第二高ク有之候付、若林村より築候中閑之上ヲ川辺村より築上ケ水取来り申候、右井閑高閑ニ而度々切レ、大切之用水捨リ申候付、川辺村者大分迷惑仕、若林村も迷惑仕候付、両村申合、立会之戸閑ニ今度願上候事

一、右戸閥樋、両村立会之上、渴水ニ及候共先年之通、若林村之溜り水川辺村江かき取申

間敷候事

一、右王水、若林村より川辺村へ指下し申候付、往古より年々五升捨壱勺、かます壱連、水銭平野札七勺、毎年八月朔日ニ川辺村より若林村江取來り申候、自今以後先規之通相勤可申候事

右之通両村相談之上証文取替し申候上者、互ニ違乱有之間敷候、為後日証文如件

元禄九年子十一月

若林村庄屋	三左衛門	川辺村庄屋	権左衛門
庄屋	三郎右衛門	同村年寄	七兵衛
年寄	甚兵衛	同	喜兵衛
同	仁兵衛	同	仁兵衛
		同	二郎右衛門
		同	武兵衛

大乗川に連なる王水井路が若林村まで通じており、この余水を川辺村が若林領内字はかん田に砂閑を築いて取水したという。文書は、このたび戸閑を仕立てて両村立会権とするについての約定である。川辺村から若林村に水銭等を八朔時に差出していた。

3) 大和川付替え後の変化

大和川付替え工事によるこれら地域の用水事情は、従来の南からの水系がすべて断たれ、かわりに南側を東から大和川が流れるようになったことで一変した。

i) 瓜破台地と新大和川

河内南部から中部にかけての地勢は、おおざっぱにいって、南部が高く北部および北東部に向って低くなっている。狭山池からの用水はこうした地勢にそって東除川・西除川によって北部の下流域に流下してきたのであるが、その流れが大和川によって寸断されたのである。また、川辺から西側の河道地域は南北両岸とも瓜破台地上にあり、かなり地高になっていた。

図47の明治18年仮製地図から土地の高低を読むと、川南側大堀村集落から大和川、三宅村集落にかけてOP15m(以下すべてOP値)の等高線をえがき、東側の若林村集落はその外でそれより地低になっている。その北側を12.5m、10mの等高線が、川南の西瓜破村地・東瓜破村地から北側の東瓜破村集落、長原村集落の北側から東へ続いている。北側川辺村

集落は南東の若林村集落とほぼおなじ程度である。北に張出す瓜破台地の斜面を大和川が横切る形になったので、大和川を東から西の堺側に流すについては川底を深く掘り堤防を高く築くことになった。昭和61年測量の1万分1地形図によると、川辺村集落前の明治橋付近で、堤高は南北とも大体OPにして18.3m前後、河道内は9.2mである。堤外は北側で13.3m、南側で15.3mそこそことある。

そのため、大和川が村を横切ったとはいえ、北側村々田地に川から直接取水が困難な状況にあった。また、南側にとって、高い堤防にさえぎられて用排水の吐け場がなくなつたことになった。

ii) 落堀川開鑿

南岸東側の城連寺村でも状況は同じで、寛保3(1743)年「村方盛衰記」(註7)に、

本田川床残百五十石余之場所ハ大和川東西之堤ニせかれ、南表狭山西除川・東除川間凡
一万八九千石程之悪水落込申候ニ付、御田畠者勿論、居村へ茂水入、不時之雨ニ茂御田畠・
居屋鋪一面ニ水付罷成申候

と、開鑿後の水難が記述されている。

東除川の流末には排水のための樋が設置されたが、それだけでは排水に不十分で、「宝永元申年、大和川違ニ付、当村領東西横堤御築立被遊候ニ付、南表之悪水落込、御田地・居村共、不時之雨ニ茂五日十日之間水吐不申候ニ付」と、水除堤が御普請として築かれたこと、それでも「右川筋下地高ニ御座候ニ付、毎度湛水御田地・居村共水付罷成」状況で、宝永5(1708)年に百姓自普請で「川下平均六尺、巾平均二間掘立申候」と、排水路として落堀川が開鑿されたことが記述されている(「村方盛衰記」)。落堀川は石川と大和川合流部付近を起点に大和川南堤沿い西へ流れ、南からの悪水を集めた。

iii) 簧組と八箇用水

北側の村々にとって、大和川付替えによる最大の変化は、南からの用水路を断たれ、大和川取水による用水系統を形成しなければならないところにあった。

この地域の新しい水利系統の基幹になったのは簧組と八箇用水で、若林村の王地丸樋と川辺村笠守樋を元樋に大和川以北の旧東除川筋村々で結成され、東除川跡を八箇用水(八箇井路)として利用した(図50・51)。

明和3(1766)年、簧組7ヶ村が大井村領内に大和川新堰設置を願い出たときの訴状に、

大和川寃の由来が述べられている(註8)。

私共村々用水之儀、宝永元申年大和川川違已來、古來之用水、狭山東除川并溜池等、新川ニ隔り潰地等も有之、大和川ハ川床低く御田地ハ地高ニ御座候故、大和川之用水ハ一向用水ニ相成不申、用水不足仕候ニ付、道明寺森下之湧水并大乗川之余水を、大和川南方ニ御座候落堀川若林村領ニ而井闘を立、大和川を寃ニ而川北へ用水引取御田地養來申候

また後年の史料であるが、天保9(1838)年に若林村・長原村・西出戸村から川辺村に差し入れた文書にも寃の利用が記載されている(註9)。

- 一、新大和川筋若林村領寃組与唱私共村々用水組、宝永元申年より組合相成、田畠相続仕罷在、然ル處年久敷罷成候ニ付忘却之向茂有之候而者、自然申分ニ相成候ニ付、今度一札相改、左之ヶ条之通、双方申分無御座一同承知仕候
- 一、若林村領落堀川江土俵井堰可申候事
- 一、王地丸元若林村・川辺村・長原村三ヶ組御座候処、宝永元申年より村々組合ニ相成候事
- 一、川中寃掛渡可申事　　但彼岸迄

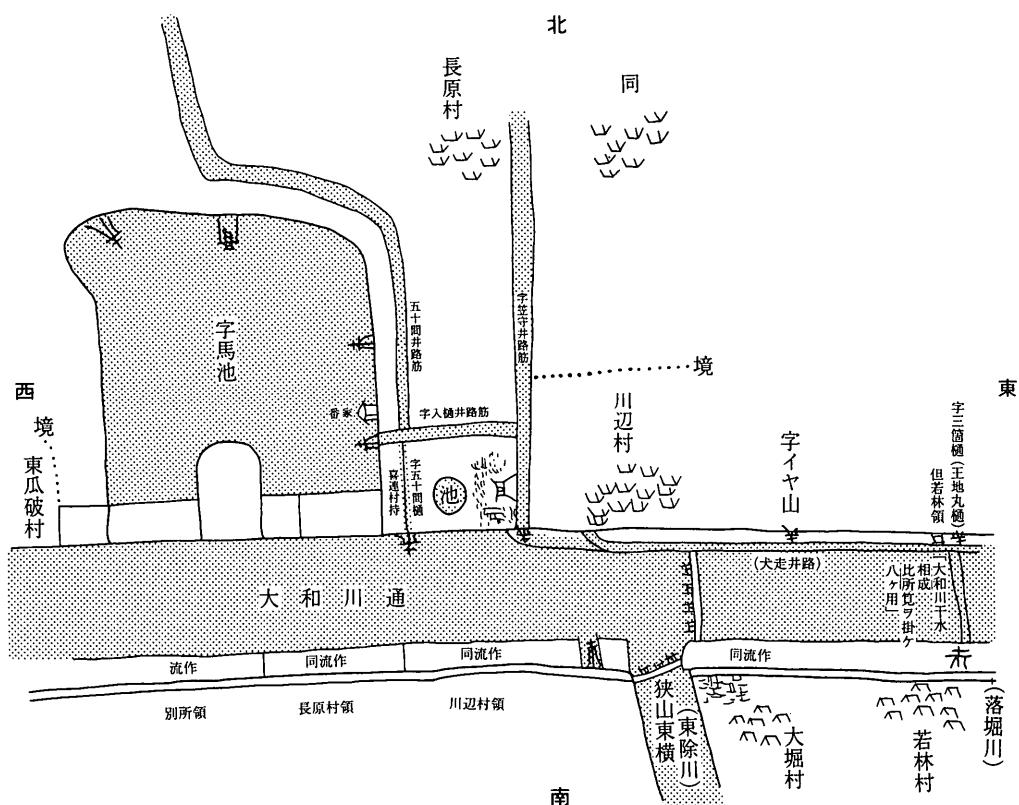


図51 王地丸樋・馬池間大和川堤樋絵図、城宏氏所蔵をトレース

筧といふのは、『地方凡例録』[大石久敬1969]に、「掛渡井、筧とも云」とあり、「是は用水井路筋、川の上を横にして掛越にして用水を通す」、「柱を二本並べにもして、川幅次第第三、四箇処も柱を、下梁を柱毎に引き、桁木を引き、其上に筧を載る、道具建柱は川中に立て、梁木柱の上へ横に渡し」とあるもので、川中に柱を立て、枕木の上に樋管を載せ、川向こうから引水するための施設であった。

幕末ごろの樋絵図(図51)にも、大和川を挟み、若林村南岸と北岸の両樋間に「大和川渴水ニ相成候節、此所エ掛樋ヲ掛候テ、八箇ノ用水ヲ引申候」と、筧をかけて南岸から八箇用水として引水したことが注記されている(註10)。先に王水について述べたように、本来古市郡碓井村で石川から取水して、養田八幡宮・道明寺村など石川の西側、志紀郡村々をへて若林村にいたる王水川(王水井路)で、大和川付替え後は大和川南岸沿いの落堀川に合流した。もともと、若林・川辺村がそこから取水していたところへ、大和川付替え後、新たな水源として八箇用水の元樋になったとみえる。

ただし筧は常時設置されていたのではなく渴水時だけであったが、樋組の名称はここからきていた。常日頃の用水は筧によるのではなく、図51にあるように、大和川堤の、王地丸樋(字三箇樋)と字いや山樋、笠守樋から直接大和川用水を取水、これを八箇井路によって北方に水を下し、あるいは馬池にうつして、長原村や東瓜破村田地へ、あるいは畠川筋を利用して東瓜破村、喜連村へ配水したものである。

iv) 大和川北岸諸樋

大和川開鑿時、北岸に新設した諸樋について、関係村から樋元若林村に宛てた文書が、宝永7(1710)年「一札」である(註11)。

一、川辺村領北堤字かさもり八ヶ村用水伏樋願上、從 御公儀様御伏被下候ニ付、三ヶ村井関へ加り申度義望申間鋪候得とも、新川掘申候故、八ヶ村立会樋江一所ニ頼申候、尤川上之悪水者川下之用水ニ成候儀者、川並何方も同前ニ御座候、然者三ヶ村用水之妨ニ成不申候間、井関一所ニ被成、普請・諸役・入用等八ヶ村同前ニ割符仕、井関より下井路之諸役・入用銀者若林村江者少茂懸ケ間鋪候と、庄屋・年寄中江達而願申ニ付、御同心之上井関一所ニ罷成満足仕候、勿論洪水之節、堤危相見へ候時者、若林村領内・川辺村・長原村之通ニ相守可申候、為後日証文如件

(川辺・長原・出戸・竹渕・東喜連・中喜連・東瓜破庄村屋・年寄より若林庄村屋宛)

新規に字笠守樋八ヶ村立会用水伏樋が大和川北堤の川辺村内に設置されたこと、川辺・

若林・長原3ヶ村井関の王地丸樋に加入して、先の笠守樋と合わせ8ヶ村の水源とし、諸役8ヶ村同前に負担することが定められた。また、「八ヶ村」とは、ここで一札を差し入れた、川辺・長原・出戸・竹渕・東喜連・中喜連・東瓜破村に、樋元の若林村を加えたものである。

次の文書も同じく宝永7年のもので、覧をわたす若林村南岸字きせん樋から北岸王地丸樋(字竹河)の南北堤2個所樋に長原村が加入することと、北堤の川辺村字いや山に樋を新設することを定めている(図51)。設置された北堤樋はいずれも公儀普請所であった。(註12)。

一札

- 一、若林村領南堤字きせん町ニ用水伏樋壱ヶ所、同村領北堤字竹河ニ用水伏樋壱ヶ所、右弐ヶ所之用水樋者若林村・川辺村・長原村三ヶ村立会御願申上、從 御公儀様御伏替被下候事
一、新川ニ罷成候ニ付、右長原此方ニ交り申度由、若林村庄屋・年寄中へ願申候故、御同心ニ而三ヶ村立会樋罷成候、尤川上之悪水者川下之用水ニ成候義者、古來より川並何方茂同前之事ニ御座候ニ付、若林村御田地江入済、其次川辺村・長原村段々ニ取申候事
(中略)
一、川辺村いや山ニおゐて、川辺村・長原村両村立会用水樋願上、從 御公儀様御伏被下、大堀村領川之内ニ井関ヲ申候

図51にみえる若林村南北樋のほかに、いや山にも樋を新設、これは対岸が東除川流末になり、大和川と落合い川水が多いところを、井関を立て川敷の北側に導水、東除川狭山用水にかわる水源としたのである。

v) 犬走り井路から八箇用水へ

同文書は、続いて、新しく川敷内北堤添いに犬走井路をもうけたことを述べる。

八ヶ村迄之用水ニ而候得者、流細ク届キ兼不申与存候所、殊八ヶ村内六ヶ村之義者、川内井関より下村々程遠ク候ゆへ、用水届キ申間敷候間、若林村領北堤犬走ニ井路口付候者、かさ水も弥多ク参り、川辺村・長原村之義者不及申、下六ヶ村迄快ク用水取可申候間、井路付させ給候

東除川跡が八箇用水になるのだが、王地丸樋やいや山樋から瓜破台地上まで直接導くのは無理だったために、大和川の河川敷内に新井路を掘立てることになった。これを犬走井

路といい、堤沿いに井路を掘るについて、新堤でまだ危ういとしぶる若林村を説得して付けたのである(図51)。この井路から笠守樋で北側に取水した。

vi) 喜連3ヶ村の取水

この樋組について今に残るもっとも古い文書は、付替え工事完了直後の宝永元年11月に喜連3ヶ村から瓜破村に差し入れた一札で、大和川北堤に設置された五十間樋と八箇村立会樋からの取水についての記述がある(註13)。

一札

一、大和川筋北堤長原村領内字馬池之東表ニ喜連三ヶ村用水樋御願申上、被仰付、喜連三ヶ村用水入申候、東瓜破村領用水ハはた(畑)川筋川上したり水、川辺村領八ヶ村立会樋ヲ御取被成候ニ付、右喜連村之樋ニハ御加り不被成、尤喜連三ヶ村茂川辺村領八ヶ村立会樋之用水取申候、右式ケ所樋之用水はた川筋ニ而一所ニ落合、喜連三ヶ村取申候間、東瓜破村領右用水堰字鏡田すな原嶋之脇、三ヶ所戸建堰ヲ以、前々之通水御入可被成候、右用水入仕廻申候ハヽ、戸建堰ヲ取、喜連村三ヶ村へ水引下し可申事

一、右喜連村之樋ヲはた川井路筋喜連三ヶ村へ水引申時分、岸崩等有之候ハヽ、喜連三ヶ村ヲ普請為致可申事

右之通相究申上ハ少茂相違申間鋪候、為後日一札如此ニ御座候、以上

宝永元戊申年十一月

(西喜連村・中喜連村・東喜連村庄屋連印)

東瓜破村庄屋・年寄中

新大和川開鑿に及んで、新しい用水源として同川北堤の馬池東に喜連3ヶ村立会用水樋を設置、この五十間樋により大和川から取水することになった(図51)。この際、東瓜破村は畑川筋を通じて、「川辺村領八ヶ村立会樋」より取水するので、この樋には加わらないこと、また同用水が畑川筋で喜連3ヶ村の用水と一緒になるので、この「八ヶ村立会樋」からの用水も、東瓜破村と同様受水していることを付け加えている。喜連村の用水と東瓜破村の用水とを分かつために東瓜破村領字鏡田砂原に戸建堰を設け、同村が取水したあと喜連3ヶ村へ用水を下すこと、3ヶ村が取水したために岸崩れなどあったばあい、普請の責任を負うことを長原村に対して約束した。

ここにみえる「八ヶ村立会樋」というのは、東除川流末の対岸、川辺村内大和川北堤に設置された笠守樋を指し、東除川からの用水にかわるものとして、宝永元年の大和川開鑿時に新設されたものとみられる。

vii) 長原村馬池から瓜破村下ノ池へ

この川辺村立会樋から取水した大和川用水を馬池に導き、さらに瓜破村下ノ池へ引水するについて、その利用を同村と長原村間で取決めたのが、次の宝永5(1708)年の文書である(註14)。

一札之事

- 一、川辺村領立会樋ニ瓜破村相加り、野代・成本表江ハ水入申候得共、瓜破村下之池江水込口無之候ニ付、長原村馬池之中ツ水通シ、右下之池江水込申様ニ此度願申候処、御同心被成被下辱存候事
- 一、馬池江水九分込リ申候ハ、瓜破村下之池江水御下シ被下筈、尤下之池江水引候節者長原村・瓜破村庄屋年寄立会、分木ヲ立置、馬池之水減シ不申候様ニ可仕事
- 一、水込候儀、毎年冬春之中ニ込可申事
- 一、下之池江水引候内ハ、瓜破村より所々ニ番人ヲ付置、御田地ハ勿論、馬池堤并井路筋少茂損シ不申候様ニ可仕候、尤井路両脇へ随分水もり不申候様ニ可仕事
- 一、右下之池へ水七分目込リ候者、馬池水十分ニ御込、其上少シ宛御下シ、下之池へ茂十分込候約束之事
- 一、下之池江水込候内茂長原村領御田地并野代・成本表へ茂何時茂御入可被成事
- 一、下之池ニ水十分込リ候以上ニ而茂野山之樋ふさき置、やはり下之池へ請込除より落シ、長原村領江悪水懸ケ申間鋪候、但野山井路筋に長原村よりせき上ヶ申間敷候、尤野山之樋之上地形少茂取下ヶ申間鋪候事
- 一、夏中ニ茂用水御田地江入仕廻、馬池江込リ申候ハ、右之通ニ致シ、下之池へ茂御下シ被成候筈也

右之通互ニ違背仕間鋪候、若不念致シ井路筋損シ申候ハ、瓜破村より以前のことく繕可申候、若御田地損亡仕候ハ、見分之上作主少茂損失無之様ニ瓜破村よりよなひ可申候、為後日証文仍件如

宝永五歳子七月十三日

(瓜破村庄屋・年寄から長原村庄屋・年寄宛)

川辺領立会樋に瓜破村が加入、瓜破村野代・成本に水を入れたいが、瓜破村下ノ池に水込口がないので「長原村馬池之中ツ水通シ、右下之池江水込申候」と長原村に申し入れ、利用にあたって長原村取水を優先するとして次のように約束した。

①下ノ池への引水は馬池に水9分入った後に下すこと、その際まず下ノ池は7分目にと

どめ、馬池に十分水込め終えて後に少しづつ十分目まで込めること。②引水時には長原・瓜破村の庄屋・年寄が立会、「分木ヲ立置、馬池之水減シ不申様ニ可仕事」。③水込めは毎年冬・春の内に限ること。④池引水中は瓜破村から番人を付け、長原村田地・馬池堤・井路筋とも「少茂損シ不申様ニ可仕候、尤井路両脇へ随分水もり不申候様ニ可仕事」に注意し、東瓜破村が修繕にあたること。⑤東瓜破村野代、成本へ水入れてよいこと。⑥下の池に水込め終えて後は長原村字野山の樋をふさぎ、「長原村領江悪水懸ケ申間敷候事」。⑦夏中について、用水が長原田地へ十分はいった後は瓜破村にも下されたいことを定めた。

ここにみえる「字野山」「字野代」は、「字野山」が馬池西隣の長原村田地、「字野代」がその西隣の東瓜破村田地、下ノ池はその西隣にあって、馬池西口樋から字野山・野代を通って下ノ池にいたる用水路を築いて引水、これが野代だけでなく東瓜破村南部の用水となつた。北部については、笠守樋から八箇用水によって長原村を経て村内に、あるいは宝永元年の文書にみえる畠川を通じて八箇用水を引き入れたのである。

4) おわりに

写真6は天保14(1843)年の川辺村絵図で、新大和川が村内を横切るかたちで開鑿されて後の、川に分断された村のようすを示している。

居村部以南のかなりの田畠が新川床になり、濃色で表示される街道も川で途絶え、橋が掛けられた。居村部南の北堤には用水樋が設置(笠守樋)、北堤内側を東から来る井路と一所になって、そこから街道沿いに八箇用水が北の長原村にむかって流れる。八箇用水東側の旧東除川流路の大半は開発され川辺新田に、新川で村と分断された福富池は用水池としての存在意味を大きく減じ、西半分が開発され丑改新田となった。大和川付替え前の写真1と比較すると、新大和川と八箇用水で区切られる新しい景観とともに、東除川が大幅に縮小し、溜池も小さくなり、かわりに新田がうまれたようすがうかがえるのである。

宝暦10(1760)年の「川辺村明細帳」(註15)には、同村が「当村田畠旱損所ニ而御座候」と、同村が旱損場であること、「当村木綿作稻作隔年ニ仕付候」ことを記している。絵図に示す本田部でも隔年に木綿作が仕付けられていたと思われる。同じ瓜破丘陵上にあって大和川からも遠く、馬池と八箇用水に用水のほとんどを依存せざるを得ない長原村にとっては用水難はさらに深刻であったためか、同村の城家文書に次のような井戸掘り証文が多数残されている。

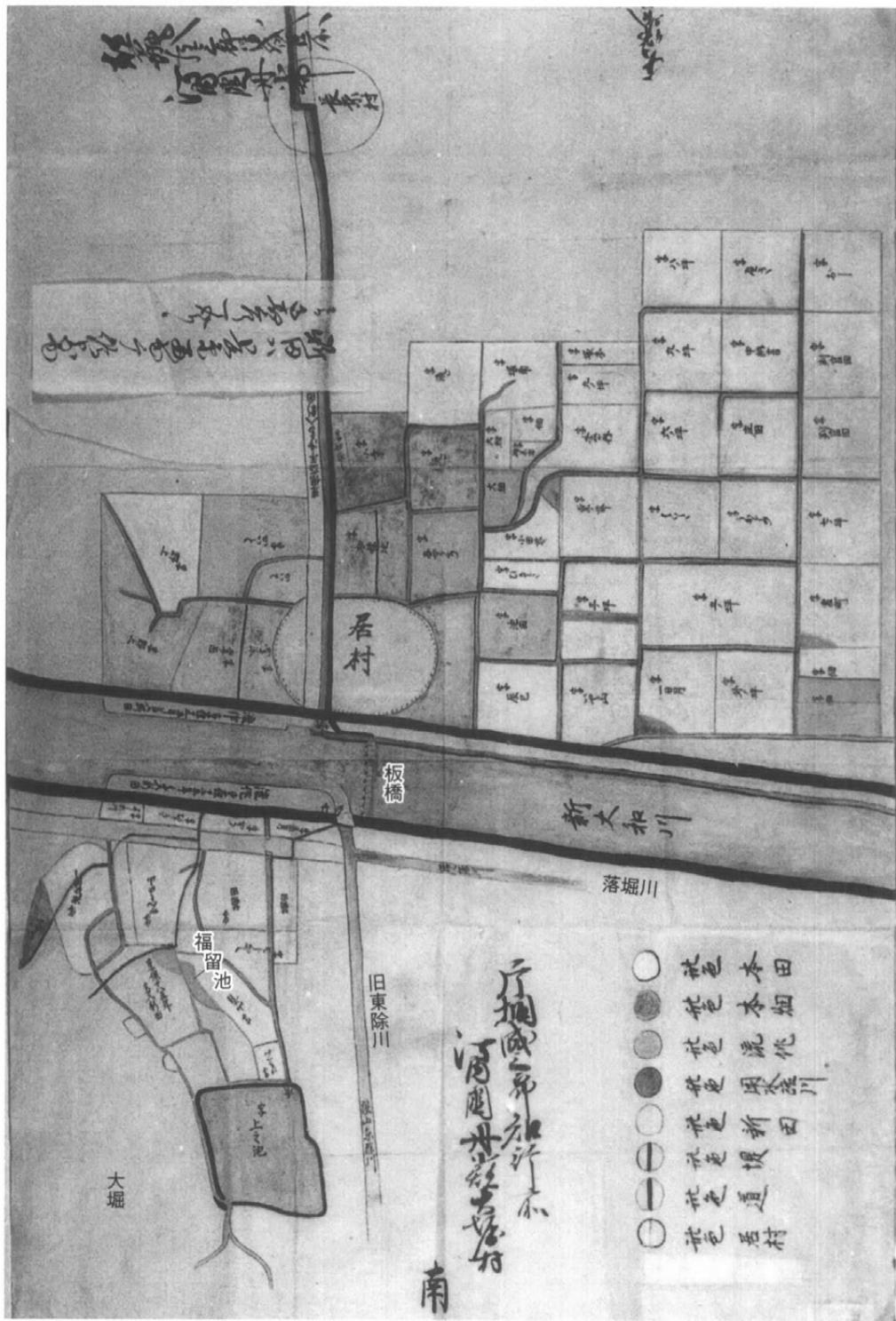


写真6 川辺村領内絵図 天保14(1843)年、辻岡千次氏所蔵

組合井戸証文之事

一字四分一上田壱反壱畝歩

権兵衛持地之内ニ今度六人して組合、新井戸掘置候、諸入用六人へ割合出シ申候、
自今以後組中廻りニ水明可申候、尤組中之内ニ水入用候間ハ外へかさぬはつニ御座候、
但シ入用銀貳拾八匁四厘権兵衛、貳拾二匁四分三厘徳兵衛、善兵衛拾四匁二分八厘、拾
貳匁六分貳厘庄兵衛、三拾三匁六分一厘長兵衛、右六人銀メ百三拾三匁貳分、右之井戸
諸入用ニ払相済申候、壱人年二米貳升つつ、為後日証文仍而如件

寛延三年午ノ八月日

長原村組合井戸主

権兵衛 印 同 庄兵衛 印

同 徳兵衛 印 同 善兵衛 印

同 八兵衛 印 同 長兵衛 印

権兵衛所持の長原村内田地に同人含め6人で井戸を掘り、用水の補いとしたのである。
井戸掘り入用銀133匁余を分担し、さらに米を年2升ずつとあるのは、井戸地主の権兵衛
への支払いであろうか。

新大和川付替え後の用水事情はその後好転せず、川の水量減少もあいまって、八箇用水
上流部の村々では同用水掛かりから離脱する動きも見られた。安政4(1857)年、東出戸村
が組から離れ負担を拒否した争論もその一つである。残る村々だけでは「御大切御国役堤囲」
の御用が勤められないと樋組の村々から東出戸村に対し引止めにかかり、国役堤の負担だ
けは今後も分担することで和談が成立したものである(註16)。

八箇用水あるいは八ヶ村の樋組とはいえ、大和川付替え後の水利事情変転の結果、当初
の構成村も減少、ないしは変化せざるをえなかったのはもちろんのことであるが、これら
は今後の課題である。

[付記]

史料の閲覧および掲載につき、所蔵者の辻岡千次氏、城宏氏に御了解と協力をいただいた。
記して感謝いたします。

(註)

(1)『大和川付替工事史』[畠中友次1955]。また、瓜破村は『大阪府全志』4 [井上正雄1922]によれば、延宝
8(1680)年に東・西瓜破村に分村したという。

第Ⅲ章 遺構の検討

- (2) 池尻・田中家文書、[狭山池調査事務所1996]所収。
- (3) 大阪市堂島資料室旧蔵。
- (4) 「馬池用水につき長原村訴状」、城宏氏所蔵。
- (5) 妻屋宏氏所蔵、[松原市史編さん委員会1976]所収。
- (6) 城宏氏所蔵。
- (7) 長谷川正彦氏所蔵文書、[松原市史編さん委員会1978]所収。
- (8) 小泉豊氏文書、[藤井寺市史編さん委員会1990]所収。
- (9) 天保9年閏4月「一札」、辻岡千次氏所蔵。
- (10) 安政4年「八箇樋組一件諸書物写」のうち、城宏氏所蔵。
- (11) 前掲(10)。
- (12) 辻岡千次氏所蔵。
- (13) 「畑川用水一札」、大阪市堂島資料室旧蔵。
- (14) 城宏氏所蔵。
- (15) 辻岡千次氏所蔵。
- (16) 辻岡千次氏所蔵、安政4年2月「差入申一札之事」。